

～住み慣れたわが家において、老後の安定した生活を支援します～

生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金） 貸付制度のご案内

この資金は、居住用不動産をお手持ちで、将来にわたり住み続けることを希望される要保護の高齢者世帯の方に、不動産を担保として資金を貸し付け、住み慣れた自宅での自立した生活を送ることを支援するためのものです。



社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター4階

兵庫県社会福祉協議会 福祉資金部 要保護世帯向け不動産担保型生活資金担当

TEL : 078-242-7944

FAX : 078-242-7947

○貸付を受けるには？

この資金は、生活保護の適正化を図ることを目的とした制度で、お住まいの福祉事務所が窓口となって実施しております。

貸付の対象は、次のすべてに該当する世帯となっています。

- 1) 不動産（土地、建物）を単独で所有していること（配偶者との共有可・集合住宅可）
- 2) 不動産（土地、建物）に利用権（賃借権等）や担保権（抵当権等）が設定されていないこと
- 3) 申込者・配偶者が65歳以上であること
- 4) この制度を利用しなければ、生活保護の受給を要する要保護世帯であること（福祉事務所が認めた世帯）
- 5) 原則として、推定相続人全員の同意が得られること

○貸付の内容は？

貸付限度額	お手持ちの不動産の評価額の <u>7割</u> （集合住宅の場合は <u>5割</u> ）を基準とします。 ※ 居住用不動産（土地・建物）の評価額が、概ね <u>500万円以上</u>であることが条件となります。
貸付期間	貸付金が貸付限度額に達するまでの期間、または、貸付契約終了（借受人の死亡等）までの期間とします。
貸付月額	福祉事務所が定めた額（当該世帯の最低生活費を勘案）とします。
送金方法	1ヶ月ごとにご指定の金融機関の口座に振り込みます。
貸付利率	年3%、もしくは4月1日時点の長期プライムレート（銀行長期最優遇貸出金利）のどちらか低い方とします。
連帯保証人	不要

○経費の負担について

申込に必要な不動産評価、担保物権の登記に必要な経費については、福祉事務所が負担することとなります。

○相談窓口

「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の申込みは、お住まいの福祉事務所までご連絡ください。